

令和4年度 第10回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和5年 1月25日（水）			
開 催 場 所	今帰仁村役場 新庁舎（第二会議室）			
開 催 日 時	令和5年 1月25日 午後 13時 30分 開 会			
	令和5年 1月25日 午後 16時 10分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	4 番	大竹 恭弘	7 番	内間 正樹
			8 番	仲宗根 和盛
欠 席 委 員 番 号	3 番	與那嶺 清		
議事録署名委員	4 番	大竹 恭弘	5 番	大城 司

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第10回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員が欠席の届出により委員は7名出席しており定足数に達していますので 総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には大城 智葉（おおしろ さとよ）さん、議事録署名委員には4番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員、5番 大城 司（おおしろ つかさ）委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 譲渡所得特別控除証明について 報告3 2022年度農業委員会業務必携89号 報告4 その他の報告
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第49号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第50号 非農地証明願いについて 議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第48号から第52号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが9件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休

		憩をいたします。
		休憩 午後 1 時 45 分 再開 午後 2 時 40 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 1 0 ページにあります【別添】「3 条調査書」申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」補足説明・質疑はございませんか。
委	員	現に小作人がいる農地について、小作人以外が所有権を取得する場合、農家であれば要件を満たせば許可できるが、現に耕作していない離農者が所有権移転の申請をした場合どうなるか。今後農業を再開しますと言えば許可相当となるわけだが、現小作者は将来所有権移転を希望している。そこで小作権をつけたまま、所有権移転の申請となったことをご理解いただきたい。
議	長	議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 4 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	続きまして議案第４９号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第４９号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料　１１ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第４９号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定の内容を説明） １２ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が３名、利用権の設定等をする者、貸付人が３名です。 設定筆数は計４筆、合計面積３，６９６㎡の内３，６９６㎡が設定面積です。使用貸借が２筆、賃貸借２筆となっています。こちらも詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委員	当時実態のない法人に所有権移転を行い、法人を設立した役員・農家は各個人に所有権があると思って売買契約を行なった。だから当時の売買契約が無効とし登記名義の回復登記を行なうという認識でよいか。当時の売買契約を無効とする根拠、理由をどう説明するか。
委員	農業生産法人以外の法人は農地を取得することができなかったから、当時違法なことをしてしまったという前提で今回の申請になっていると理解している。違法を認識していたのか、合法と思っていたのかは知ることはできないが、当時の手続きに間違いがあった、ということを前提とした今回の申請となっている。
委員	当時の契約状況などが資料として残っているのか、所有権移転にかかる文書の保存年限はどうなっているのか等の確認は必要。
議長	議案第４９号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はござ

		いませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 4 9 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 0 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第 5 0 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 1 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第 5 0 号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 5 0 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 5 0 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 5 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第 5 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について説明いたします。お手元の資料 1 4 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 1 号整理番号 1 番について内容を説明) 以上です。

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番及び第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番については、令和 5 年 1 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 5 1 号「農地転用事業計画変更承認申請について及び第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の資料 1 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 2 号整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 2 号「農地法第 5 条

	の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和5年1月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第52号整理番号2番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和5年1月17日に申請者と面接を行いました。

		た。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と 考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件に ついて質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番 号 2 番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第 5 2 号「農地法第 5 条の 規定による許可申請について」整理番号 2 番については原案通り可決 決定いたします。 続きまして議案第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につ いて」整理番号 3 番について審議したいと思います。事務局の説明を お願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許 可申請について」整理番号 3 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 5 2 号整理番号 3 番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公 共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しま した。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 2 号「農地法第 5 条 の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る 面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 5 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理 番号 3 番については、令和 5 年 1 月 1 7 日に申請者と面接を行いまし た。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と 考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件に ついて質疑はございませんか。

		(質疑なし)
議	長	議案第５２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第５２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第５２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第５２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第５２号整理番号４番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第２種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第５２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第５２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番については、令和５年１月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第５２号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議	長	本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和5年2月22日（水）を予定しています。 これにて令和4年度第10回総会を閉会します。
		閉会時刻 午後 時 分
		会長 内間 正樹 印
		議事録署名委員
		印
		印
議	長	異議なしとのことでありますので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。

[illegible]

